

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

第2章 交通事故等の状況

第3章 第12次埼玉県交通安全計画の目標

第4章 交通安全対策の重点

第5章 計画の推進体制

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

埼玉県交通安全対策会議は、県内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、5年ごとに11次にわたり「埼玉県交通安全計画」を策定し、埼玉県、埼玉県警察及び関係行政機関等が一体となって、各種対策を強力に推進してきました。

その結果、令和7年中の県内における交通事故死者数は125人となり、昭和45年の845人の約7分の1の水準にまで減少しました。

一方、未だに交通事故で亡くなった方や怪我をされた方は年間1.8万人を上回っており、今後もより一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

埼玉県の交通事故発生件数は、平成17年をピークに減少傾向にありましたが、近年下げ止まりとなっています。悲惨な交通事故の根絶に向けて、新たな一步を踏み出さなければなりません。

人々の生活様式が変化する中で、情報化社会や自動車の先進安全技術等は劇的に進化し、交通安全対策にも新たな視点が不可欠となってきています。

本計画は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、科学的な交通事故の調査・分析や交通安全対策に関する評価・予測等を行い、その成果を踏まえつつ、時代に即した適切かつ効果的な交通安全に関する諸施策について、県民の理解と協力のもと、埼玉県、埼玉県警察及び関係行政機関等が緊密な連携を図り、強力に推進していくため、策定するものです。

2 第11次埼玉県交通安全計画の成果

第11次計画では道路交通について、「令和7年までに、年間の交通事故死者数を100人以下とすること及び、年間の重傷者数を1,500人以下とすること」の2つの目標を設定しました。

令和7年中の交通事故死者数は、125人で令和2年の121人から4人増加し、また、重傷者数は、1,847人で令和2年の1,760人から増加し、いずれも目標を達成することができませんでした。

鉄道及び踏切事故については、「事故件数の確実な減少により死傷者数の減少を目指す」ことを目標としました。近年の鉄道の運転事故の件数は減少傾向にあり、死傷者数も概ね減少傾向で推移しています。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年計画とします。

4 計画のポイント

埼玉県交通安全計画は、国の第12次交通安全基本計画に基づき、本県及び本県を管轄する国の指定地方行政機関が実施する陸上交通の安全に関する施策等が記載され、市町村交通安全対策会議等が策定する交通安全計画の指針となるものです。

また、各種対策をより効果的に実施するため、できる限り県民の行動指針となるよう配慮しました。

5 実施計画の策定

埼玉県交通安全対策会議は、交通安全対策基本法に基づき、前年の社会情勢や県内の交通事故状況等を踏まえて、毎年度、「埼玉県交通安全実施計画」を策定します。実施計画には、当該年度に実施する交通安全に関する事業や活動等を具体的に記載します。

第2章 交通事故等の状況

1 道路交通事故

(1) 道路交通事故の状況

全国の交通事故死者数は減少傾向で推移しており、5年連続で3,000人を下回ったものの、未だに2,500人を上回っています。

県内の交通事故死者数は、令和元年に年間129人と昭和29年以来の150人以下を記録し、令和3年には118人、令和4年には104人と昭和28年以降最少を記録するなど減少傾向にありましたが、近年は増減を繰り返し、下げ止まりとなっています。(図1)

重傷者数は、平成23年から10年連続で減少し続けていましたが、令和3年以降横ばいとなっています。

人身事故件数、負傷者数は平成17年をピークに減少傾向で推移していましたが、近年、減少のペースが鈍化しています。

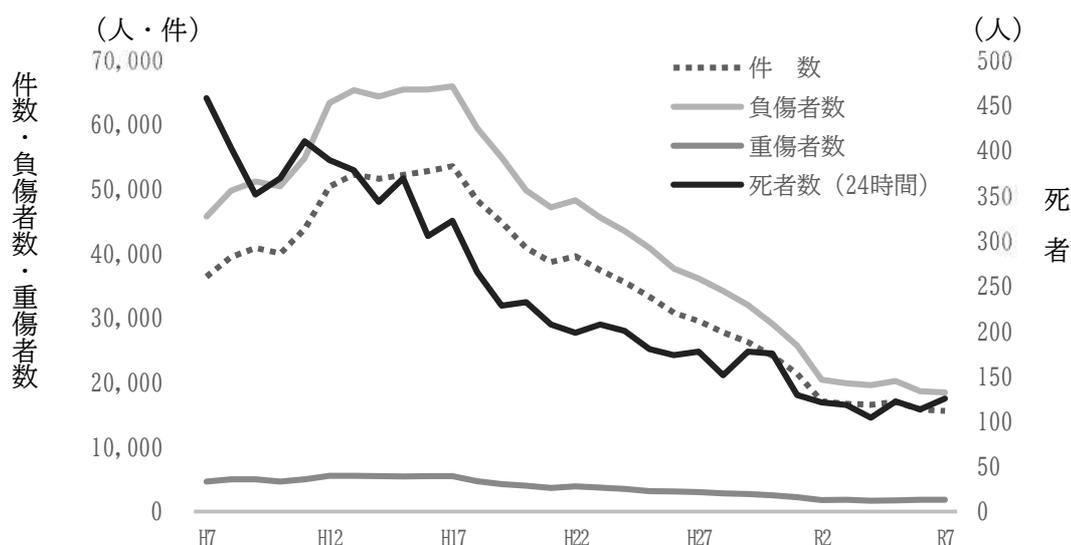


図1 交通事故発生件数等の推移

(2) 埼玉県における道路交通事故の特徴

本県における死亡事故には、「高齢者の事故」、「自転車・歩行者の事故」、「交差点の事故」が多いという特徴があります。

ア 交通事故死者の半数近くは高齢者

交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にあり、近年は高齢者が約半数を占めています。令和7年中の交通事故死者に占める高齢者の割合は51.2%で、平成19年以降、19年連続して4割を超えています。高齢死者の内訳は、歩行中、自転車乗用中が約8割を占めており、令和7年中は歩行中が30人、自転車

乗用中が18人となり、75.0%を占めています。

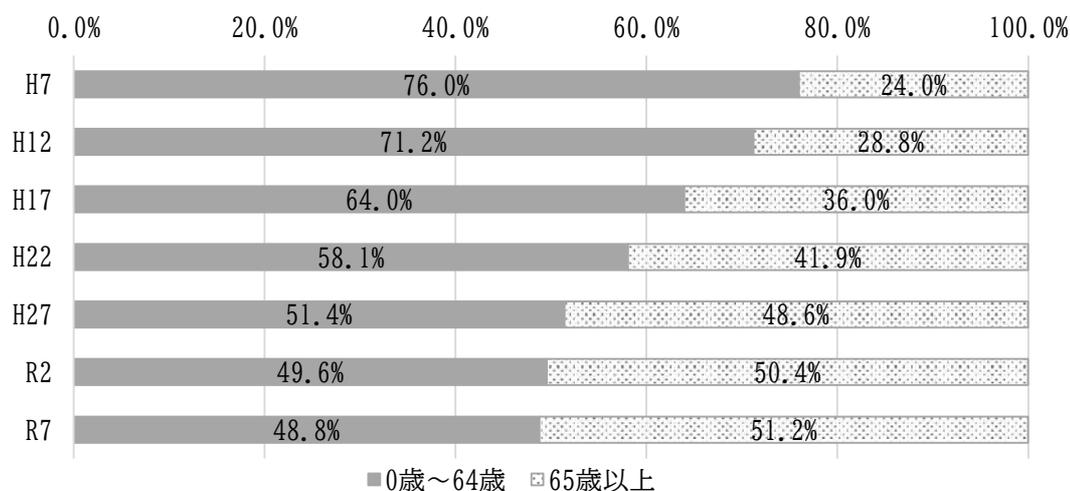


図2 高齢者の交通事故死者数・構成率の推移

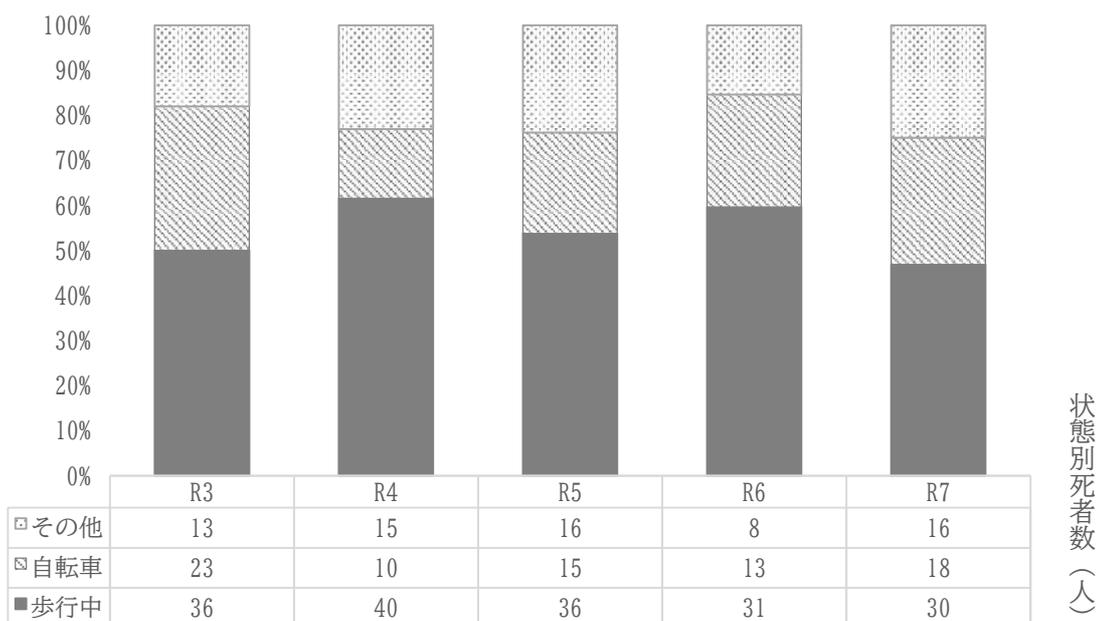


図3 高齢者の状態別死者数及び歩行中・自転車乗用中の構成率

イ 自転車・歩行者事故の多発

本県においては、自転車が県民の移動手段として広く利用されている一方で、自転車の関係する事故が多発しています。近年、人身交通事故の総数は減少傾向にあるものの、全人身交通事故に占める自転車事故の割合は全国平均が約2割であるのに対し、埼玉県では約3割と高い特徴があります。

また、状態別では歩行中の死者が最も多く、令和7年中は全死者数の34.4%に当

たる43人が歩行中に亡くなっています。

そのほか、こどもの状態別死傷者数では小学生の歩行中の死傷者数が、子ども全体の歩行中の死傷者数の6割以上を占め、また、年齢が上がるにつれて自転車事故の割合が大きくなる傾向にあり、中学生の自転車乗用中の死傷者数は中学生全体の死傷者数の6割以上を占めています。

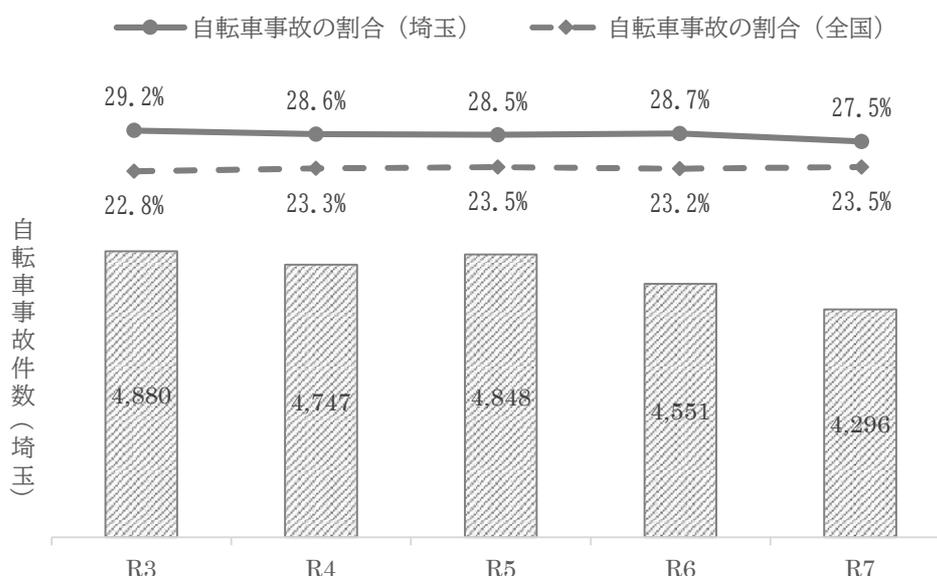


図4 自転車事故件数(埼玉)及び自転車事故の割合(全国・埼玉)

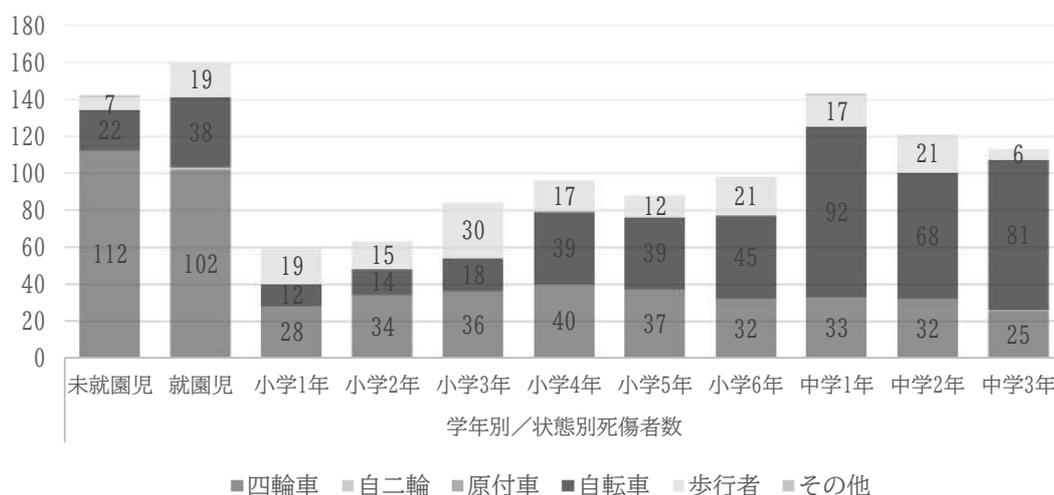


図5 学年別・状態別死傷者数

ウ 交差点で死亡事故が多発

本県における死亡事故は、単路等に比べ交差点(付近を含む。)での発生率が高く、令和7年中は68.9%が交差点で発生しており、全国平均に比べて21.8ポイント高

い状況にあります。

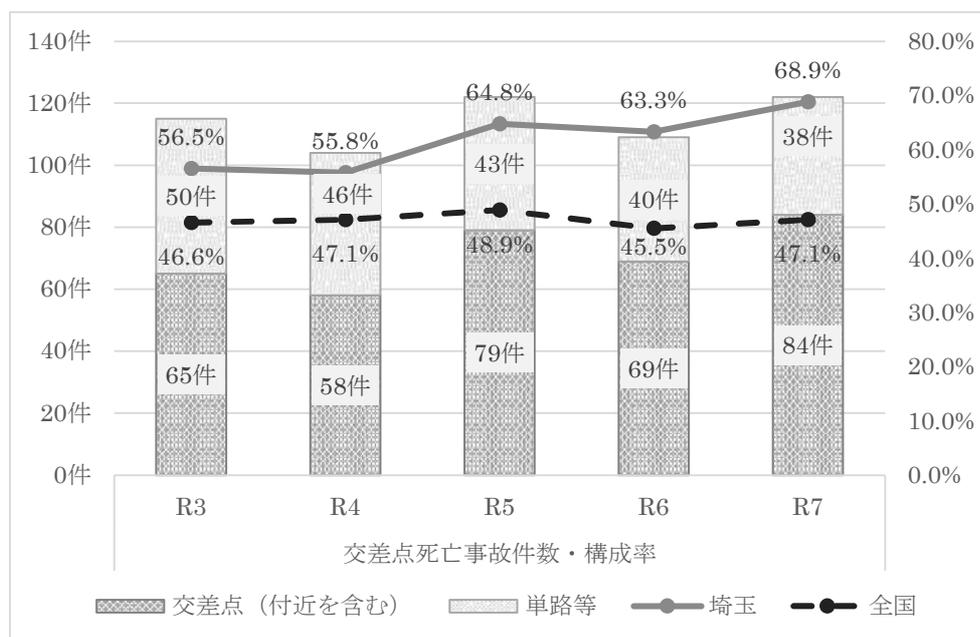


図6 交差点(付近を含む)の交通死亡事故件数(埼玉)及び交差点(付近を含む)での死亡事故の構成率(埼玉・全国)の推移

2 鉄道事故

令和6年度の本県における鉄道の運転事故は、列車の衝突や脱線等の重大事故は発生していないものの、踏切事故やホームからの転落等34件発生しています。

鉄道は、県民生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、ひとたび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあります。

このため、県民が安心して利用できる、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要があります。

表3 鉄道運転事故件数等の推移

年度	R2	3	4	5	6
区分					
件数 (件)	16	23	28	57	34
死亡者 (人)	6	6	12	27	19
負傷者数 (人)	7	16	12	21	10

出典： 関東運輸局管内における鉄軌道事故等の発生状況～鉄軌道及び索道輸送の安全

に関わる情報～（令和6年度）

3 踏切事故

本県における踏切事故件数は、昭和38年をピークに長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばいで推移しており令和6年度は、15件の発生がありました。

表4 埼玉県における踏切事故の件数及び死傷者の推移

区分 \ 年	R2	3	4	5	6
件数（件）	5	11	11	25	15
死亡者（人）	2	2	4	13	10
負傷者（人）	0	8	2	4	0

出典： 関東運輸局管内における鉄軌道事故等の発生状況～鉄軌道及び索道輸送の安全に関わる情報～（令和6年度）

第3章 第12次埼玉県交通安全計画の目標

令和12年（2030年）までに

- (1) 年間の交通事故死者数を95人以下とする。
- (2) 年間の重傷者数を1,425人以下とする。

交通事故のない安心・安全な埼玉を達成することが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である令和12年（2030年）までに年間の交通事故死者数を95人以下、年間の重傷者数を1,425人以下とすることを目指します。

さらに、死傷者数の減少割合を高年齢者及び自転車それぞれについて、全体の死傷者数の減少割合以上に減少させることを目指します。

本計画では、国の第12次交通安全基本計画における「令和12年までに年間の交通事故死者数を1,900人以下、重傷者数を20,000人以下」とする2つの目標及び県の実情を踏まえ、本県における目標を設定しました。

また、鉄道及び踏切事故については、引き続き事故件数の確実な減少により死傷者数の減少を目指します。

第4章 交通安全対策の重点

1 こども及び高齢者の安全確保

こどもの安全の確保のため、通学路における歩道等の整備を推進するとともに、学齢に応じた交通安全教育を推進することで、将来にわたる交通社会への参加意識の醸成を図ります。

また、埼玉県は、令和3年から人口減少過程に入り、また今後75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれています。さらなる高齢化を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、地域での交通安全教育を推進するほか、高齢者世帯訪問や、体験型の交通安全教育によりきめ細かい交通安全啓発活動を推進します。また、高齢運転者に起因する交通事故防止のため、高齢者講習の充実を始め認知機能検査などの運転免許制度の適正な実施を一層推進します。

2 自転車及び歩行者の安全確保

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の安全利用を推進します。また、令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に加え、令和8年4月に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、自転車の交通ルールの周知、啓発、指導取締りにより自転車の安全利用の一層の推進を図ります。

そのほか、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発するとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提とした「ゾーン30」対策、最高速度30キロメートル毎時の区域規制に加えランプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」等を推進します。さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和8年9月から生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることとなったため、これに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図ります。

3 自動車（二輪車を含む）の安全運転推進

飲酒運転の危険性や事故実態の周知、飲酒運転根絶の機運醸成を促す取組を展開するほか、妨害運転（あおり運転）や「ながらスマホ」の危険性や交通事故実態についても関係事業者等や安全運転管理者による教育の徹底や広報啓発活動、効率的な交通指導取締りを推

進めます。

また、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトやチャイルドシートの正しい使用について理解を深めるための広報啓発・指導を推進するほか、二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進し、頭部と胸部等保護の重要性について理解増進に努めます。

そのほか、新しい小型モビリティについて利用者に対しては基本的な交通ルールについて周知徹底を図り、若い世代を中心に様々な機会を利用し、安全教育を強化するとともに、関係事業者に対してはガイドラインに基づいた安全対策の推進を図ります。

4 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、交通事故状況等を考慮して、信号機の新設、既設の信号機の歩車分離式信号機への更新、交差点整備等を重点的に実施します。

また、自動車の衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術の普及に伴い、こうした機能の性能を過信・誤解せず、正しく理解し利用するよう広報啓発など、時代に即した安全意識の普及啓発を推進するとともに、各季の交通安全運動等を県民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 行政機関

(1) 埼玉県

県は、計画施策を着実に推進するとともに、国の地方行政機関や市町村、交通関係団体等で組織する埼玉県交通安全対策協議会を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

また、市町村や交通関係団体等の交通安全対策を積極的に支援するとともに、交通安全活動を促進します。

(2) 国の地方行政機関

埼玉県の区域を管轄する国の地方行政機関は、計画施策を推進するとともに、県、市町村、交通関係団体等と連携、協力して必要な事業を推進します。

(3) 市町村

市町村は、この計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、各地域の交通情勢や住民の生活に応じて、きめ細かな事業を実施するとともに、それぞれの地域の他の行政機関や交通関係団体等と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

2 事業者、交通関係団体、ボランティア等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めることが求められます。

また、鉄道事業者は、鉄道や踏切道の安全確保に大きな責任を負っています。

そのため、鉄道事業者は、行政機関等と十分連携し、鉄道交通の一層の安全確保に努めることが求められます。

さらに、地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものがあるので、それぞれの地域の市町村や警察署と連携して、主体的に、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策を進めることが求められます。

3 県民

交通事故ゼロの「安心・安全 埼玉」を実現するためには、県民一人一人が事故に遭わないための行動を心がけることが大切です。

正しい交通ルールを守り適切なマナーを実践することは、交通事故の防止に不可欠であり、大人の行動は子どもたちに影響を与えます。

信号を守る、安全確認を徹底する、運転に集中する、スピードを控えるなどのほか、外出時は反射材や明るい色の衣服を身に付けるなど、一層積極的に交通安全に取り組むことが求められます。